

# ～横浜みどりアップ計画による 樹林地維持管理に係る助成制度について～

2019年度から  
助成内容を  
拡充しました!

こんなことに  
助成制度が  
活用できます



危険な樹木の剪定や伐採



助成事業で剪定し、  
安全になった!



拡充した  
助成内容

不法投棄防止のための  
フェンス設置



拡充した  
助成内容

簡易土留めの  
設置

緑地保全制度の指定地(市民の森を除く)を対象に、  
土地所有者の皆様が行う樹林地の維持管理作業の費用の一部を助成します。

## 助成対象

- ◎自己所有地以外の家屋や道路等に危険や支障となる樹木の剪定や伐採、やぶの草刈り
- ◎樹林地内部の管理に支障のある倒木、枯れ木の撤去処分
- ◎不法投棄防止のためのフェンス設置
- ◎簡易土留めの設置

2019年度から拡充  
された助成内容です!

※助成条件や助成金額、手続きなどの詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

環境創造局 みどりアップ推進部 みどりアップ推進課 TEL:045-671-2624 FAX:045-224-6627

まずはお問い合わせください!

電話受付時間:土・日曜、祝日、年末年始を除く 8:45～17:15  
※メール・FAXの場合は24時間受け付けています。

## 横浜市環境創造局 みどりアップ推進部 緑地保全推進課

電話 045-671-3534 (課代表)

〒231-0017 横浜市中区港町1-1(関内中央ビル6階)

FAX 045-224-6627

E-mail ks-ryokuchihozen@city.yokohama.jp



横浜みどりアップ 葉っぴー

「横浜みどり税」とは 「横浜みどりアップ計画」の安定的な財源を確保するため、個人市民税の均等割に年間900円を上乗せ、法人市民税の年間均等割額の9%相当額をご負担いただいています。

2019年4月作成

# お持ちの樹林地の 維持に困っていませんか?

## 緑地保全制度が利用できます!

制度の利用により……

- ・ 樹林地を**将来に残す**ことができます!
- ・ **税金**や**維持管理費用**の負担が軽くなります!



源流の森保存地区 (戸塚区舞岡町)

横浜みどりアップ計画

市では、「緑豊かな横浜を次世代に」継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用し、取組を進めています。



# 横浜市の主な緑地保全制度 (2019年4月現在)

制度名	緑の環境をつくり育てる条例による制度			都市緑地法による制度
	緑地保存地区	源流の森保存地区	市民の森	特別緑地保全地区
概要	市街化区域の身近な樹林地を保全する制度	市街化調整区域の良好な樹林地を保全する制度	市民の憩いの場として緑を守り育て、利用させていただく制度	まとまりのある貴重な緑地を都市計画により永続的に保全する制度
対象	500㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	1,000㎡以上の樹冠に覆われている一団の樹林地	概ね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	風致景観に優れているなどの指定要件を満たす、概ね1,000㎡以上の一団の良好な自然的環境を形成する緑地
指定形態・期間	緑地保存契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	源流の森保存契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	市民の森契約 契約期間10年以上 (特別緑地保全地区と重複して指定できます)	都市計画決定 永年指定
優遇措置	<b>①固定資産税・都市計画税の減免</b> (奨励金交付の場合あり) <b>②契約更新時に</b> 継続一時金を交付 (特別緑地保全地区または保安林に指定されている土地については、継続一時金はありません)	<b>①固定資産税の減免</b> <b>②契約更新時に</b> 継続一時金を交付 (特別緑地保全地区または保安林に指定されている土地については、継続一時金はありません)	<b>①固定資産税・都市計画税の減免</b> <b>②緑地育成奨励金を交付</b> <b>③契約更新時に</b> 継続一時金を交付 <b>④不測の事態が生じた場合、</b> 土地の買取相談に対応可能	<b>①固定資産税評価額が最大1/2</b> <b>②相続税及び贈与税評価額8割減</b> (山林及び原野) <b>③相続税の延納利子税の割合が</b> 引き下げられる場合あり <b>④行為許可を受けられなかった場合、</b> 買入申出が可能です(譲渡所得2,000万円まで控除の場合あり)
	<b>【留意事項】</b> 奨励金や継続一時金は原則として課税対象となりますので、税務署へ申告が必要です			<b>【留意事項】</b> 相続税申告等の際は、税務署にご相談ください
管理形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者による管理</li> <li>別途、<b>樹林地維持管理に係る助成制度</b>あり(詳しくは、裏面をご覧ください)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として土地所有者による管理</li> <li>開園後は、散策路や広場などの管理は市で対応し、清掃や巡視は市民の森愛護会にお願いしています</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者による管理</li> <li>別途、<b>樹林地維持管理に係る助成制度</b>あり(なお、市民の森との重複指定の場合は、市民の森の管理形態を適用します)</li> </ul>	
行為制限	制度による指定を受けると、次の行為に制限がかかります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の設置、土地の形質の変更、木竹の伐採(管理行為を除く)、その他の緑地の保存に影響を及ぼす行為等は原則として禁止</li> <li>所有権の移転や権利設定をする場合、緑地の保存管理に必要な防災上の措置を行う場合等には、あらかじめ市との協議が必要</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の設置、土地の形質の変更、木竹の伐採(管理行為を除く)、その他の緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為等は市長の許可が必要</li> </ul>

※詳しい指定要件や内容は、緑地保全推進課までお問い合わせください(寄付受納など他の制度もあります)



## よくある質問



**Q-1** 私の持つ樹林地は、どの緑地保全制度に指定できますか?

まずは担当課に、お電話でご相談ください。制度を詳しくご案内させていただきます。また、制度の指定が可能かどうか、現地を確認させていただきます。  
※土地の地番や面積について、併せてお知らせいただくと助かります。

**Q-2** 緑地保全制度に指定されると、一切、樹木を伐採できなくなるのですか?

樹林地を良好に保つために必要な、枯れた木や倒れそうな危険木の伐採や剪定などの通常の維持管理行為は、引き続き行うことができます。

**Q-3** 緑地保全制度に指定されると、契約期間内に契約の解除はできますか?

原則として契約期間内での解除はできませんが、ご相続などの不測の事態が生じた場合などには、契約解除のご相談を承ります。なお、特別緑地保全地区については、永年指定のため解除できません。



## 古橋市民の森の概要

1. 名称 古橋市民の森（古橋特別緑地保全地区）
2. 所在地 泉区和泉が丘三丁目 2725 ほか 9 筆
3. 面積 約 2.2ha （都市計画決定面積 約 2.2ha）
4. 用地所有者状況  
22,012 m<sup>2</sup>（うち市有地 8,953 m<sup>2</sup>、民有地 13,059 m<sup>2</sup> 2人）公簿
5. 主な施設  
散策路、広場、休憩所、野外卓 2 基、観察デッキ、倉庫、外周柵、案内板
6. 設置の経緯  
平成 13 年 3 月 「和泉の森を育む会」が結成される  
平成 23 年 8 月 古橋特別緑地保全地区として都市計画決定（約 1.8ha）  
平成 25 年 2 月 古橋特別緑地保全地区として都市計画変更（約 2.2ha）  
平成 29 年 7 月 25 日 市民の森指定の告示  
平成 31 年 3 月 25 日 市民の森指定の告示（拡張）  
平成 31 年 3 月 29 日 市民の森開園  
令和元年 5 月 23 日 市民の森愛護会結成（結成届提出済）  
※森づくり活動団体の「和泉の森を育む会」が市民の森  
愛護会を結成

# 古橋市民の森

## ■整備内容

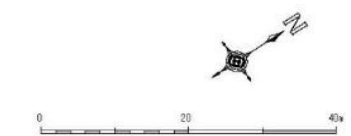
注意看板  
※地元NPOの協力の  
もと作成しました



どんぐり広場

観察デッキ

観察デッキ



外周民家沿い



森の中の散策尾

さえずりの森休憩所



愛護会倉庫



会議もできる野外卓

ふれあい広場



入口



水飲み



方向指示版、ロープ柵